

月報私学

1
2009

VOL.133

日本私立学校振興・共済事業団広報



「現代の礼法」(全科必修基礎科目)の授業
写真提供：大阪城南女子短期大学(大阪府大阪市)

CONTENTS

- 年頭所感「私立学校のための私学事業団として」…………… 2
- 私学はどのような位置に置かれてきたか④(最終回) —現在求められる教育改革— …… 3
- 学校法人に対する寄付にかかる税制優遇制度…………… 5
- リレー連載 寄付金戦略を考える 第1回 大学の寄付募集の取り組みと課題…………… 6
- 経営実務Q & A…………… 8
- 退職時の手続き① —福祉事業—…………… 10
- 特定健康診査に伴う健康情報提供サービスについて…………… 12
- 年金の時効／オーストラリアとの社会保障協定が今月発効しました…………… 13
- INFORMATION…………… 14
- 宿泊施設のご案内／融資事業のご案内…………… 16

年 頭 所 感



私立学校のための私学事業団として

日本私立学校振興・共済事業団

理事長 烏居 泰彦

新しい年を迎え、私学関係者の皆様の益々のご発展を祈念し、心からお慶びを申し上げます。

昨年は、米国発のサブプライム問題を発端として、世界的な金融危機に発展し、世界経済の不安が表面化した年でした。この余波により、我が国でも景気が落ち込み、企業の経営状況が悪化するなど、投資家のみならず家計にまで波紋が広がっています。

私立学校においても、これらの経済不安は決して例外ではなく、各学校の教育研究を支える経営基盤の強化が求められる中、在学する学生・生徒等の家計も含め、今後の影響が懸念されるところです。

また、少子化などにより、定員割れの大学も近年、増加傾向にあり、昨年、本事業団で調査した私立の大学、短期大学における定員割れ状況は一層深刻さを増しています。

このように私学を取り巻く経営環境は厳しさを増していますが、厳しい状況こそ改革の好機ともいえます。昨年七月に閣議決定された「教育振興基本計画」においても、学校法人の自主的な努力による健全な経営の確保を促すこと等が明記されています。各学校法人において、これまで以上に経営面・財政面における改善、教育研究の改革と特色化などの取り組みを進められるよう、本事業団としても経営支援事業等を通じ、全力で支援してまいりたいと考えております。

さて、本事業団の二大業務のうち、助成業務には、

平成十五年十月から独立行政法人の管理手法が導入されましたが、平成二十年三月をもってその第一期中目目標期間が終了いたしました。この間、私立学校の振興のための各事業を遂行し、また、事務組織の見直し等業務運営の効率化に取り組みました。この実績については、文部科学省独立行政法人評価委員会から「中期目標・中期計画に掲げた水準を大幅に上回る成果を上げ、中期目標を着実に達成できたものと認められる」との評価をいただきました。しかしその一方で、「私立学校のニーズをこれまで以上に適時的確に把握した事業となるよう見直しを図ること」など、今後の課題もいただきました。平成二十年四月より第二期中目目標計画期間がスタートしておりますが、本年はこれらの指摘内容を踏まえ、引き続き業務運営の一層の改善に取り組んでまいります。

また、二大業務のうち、共済業務においては「中期計画」の義務はありませんが、本事業団として一体的な取り組みを図る観点から、自主的に「中期展望及び期間中における取組み」を策定、実施し、平成二十年三月をもって第一期が終了いたしました。第一期中期展望については、共済運営委員会において「共済業務は、(中略)広範、多岐に亘る事業を実施している中で、事業全体としては、改善・充実に向けた努力が行われており、各事業を通じて概ね良好である」との評価を受けております。今後、第二期中期展望の達成に向け、私学共済制度の加入

者等の皆様へのサービス向上及び運営・経営改善に向けた一層の取り組みを行ってまいりたいと考えております。

昨年を振り返りますと、助成業務においては、「私学経営情報センター」の新設により、学校法人の経営改善の取り組みへの支援及び情報の収集・提供業務について、情報の入口から出口までが一括化され、より効果的で効率的な業務運営が可能となりました。今後も学校法人の皆様によりよいサービスを提供できるよう努めてまいります。

共済業務においては、昨年四月から高齢者への医療保険制度が後期高齢者医療制度(長寿医療制度)等に変更され、また、福祉事業につきまして、「特定健康診査・特定保健指導」が始まりました。

公的年金制度の一元化につきましては、「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険等の一部を改正する法律(案)」が継続審議となっております。一元化の動向については、引き続き情報収集に努め、適切な対応を図ってまいります。

また、年金記録問題への対応といたしまして加入者の皆様に、「年金加入記録のお知らせ 私学共済ねんきん特別便」をお送りいたしました。

本事業団では加入者の皆様の加入記録について、今後も引き続き責任をもって管理・保管し、適正な年金給付を行って参りますので、ご安心いただきたいと思います。

新年を迎え、私立学校の振興に資するため、助成業務及び共済業務を展開する本事業団の役割を改めて認識しております。今後、私学の皆様のご期待にお応えできるよう、役職員一同、より一層の改革・改善に取り組む所存でございますので、本年も変わらぬご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

私学はどのような位置に

置かれてきたか④（最終回）

ー現在求められる教育改革ー

立教学院本部調査役・東京大学名誉教授 寺崎 昌男

1. 自由教育の流れが大学へ

大正期に、大学にも「自学自習の強調」という方針が取り上げられるようになりました。厳しい点数主義による「大学の中での恐怖感」を払拭したいという思いから来たものでした。

点数は官庁へ就職する際の序列として用いられ、特に「銀時計組」といわれる帝国大学法科大学卒業の首席級の学生たちは、その多くが中央官省へ進みました。これに限らず、成績優秀者は多くが官庁へと進む傾向がありました。そのため、東京帝国大学では、優秀な人材を学内に留めておくために、留学制度を充実したり、定期的に教官ポストを空けるなど人材確保に努めていました。

明治から大正へ入っても点数主義はますます強まる傾向にあったのですが、大学令を決めた臨時教育会議において、同時に点数主義からの転換が定められたの

です。それは全科目必修制から選択制の導入であり、すなわち落第制度からの解放を意味していました。

この方針転換には女子教育のリーダーの尽力がありました。日本女子大学の創立者である成瀬仁蔵は「フィロソフィのある女子大」というスローガンを掲げ、体操や行進など当時は女子が行うものではなかった内容にも取り組みました。フィロソフィの主眼の一つは、「学問は学生たちの選択で行うものだ」ということを意味していたのです。成瀬は留学中の米国でこの考えに触れていました。

当時、米国のハーバード大学では、学長であるエリオットの主導で科目選択制が率先して実行されていました。そして、科目選択制が成立するために必要な装置として、単位制度の導入、学年制の廃止が導き出されていました。成瀬はこのことを述べたエリオットの講演を和訳し、その一部を「大学教育改善案」というパンフレットにまとめて臨時教育会議の委

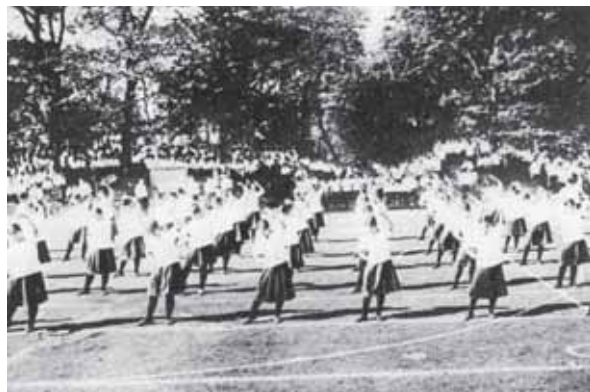
員たちに配付したのです。

また、同時期に「演習」という方式がドイツとアメリカの両方からもたらされ、単位制度の導入を後押しすることとなりました。

こうして大正デモクラシーの影響下に、自由教育の流れは大学にもはっきり現れたのです。

東京大学でも単位制度が導入され、大学令公布後は、点数主義を廃し、優・良・可・不可で評価し、順位の公表も取りやめました。この影響は非常に大きく、後に民法学者になった我妻栄は「最大のライバル、岸信介君との首位争いが苦しかった。しかし大学三年の時、夢の様な奇跡が起きた。それは順位の公表がなくなったことである。これによって自分は初めて解放された」という回想を述べています。順位制は下の者だけでなくトップ層に属する者にとっても苦しく、教育方法としては有害無益だったことがうかがえます。

しかし、現在の東大にはまだこの文化が残っています。三年次に駒場から本郷へ移る際に、希望学科へ進めるか否かは平均点に拠っています。ちなみに平均点が何点であつても進めるところの一つが私のいた教育学部の教育史・教育哲学科でした。私は、東大にいたころ、ガイダンスに來た学生たちに『ドイツ語・『物理学』・『体育実技』の三つの『平均点』とは一体、何を表すものなのか。いつ誰がつくり出したものなのか。そういうこ



日本女子大学校生徒の運動会（1926年）
（講談社「日本学生の歴史」より）

2. 戦前・戦中期

とを考えてみたい人は教育史・教育哲学科に來てほしい」と話しました。すると翌年、多くの学生が集まり、現在でも学者として活躍している者が多くいます。つまり、平均点とは我々を取り巻いている大いなるフィクションなのです。現在における学力問題の問題性も実はその辺にあるのではないかと思います。

私学は戦前・戦中期において、発展はしたものの、そもそも研究機関としてはあまり期待されていませんでした。これを求められていたのは主に官立で、理科系は財政的にも規模が違っていました。

これは戦争の本質による部分が大きいのです。

第一次大戦以降、戦争は国家総力戦の形となり、これによりもたらされたものは、大量殺戮、前線・銃後の区別の消失、国内総生産と国外総消費の同一化、思想戦・科学戦でした。このように戦争の性格が大きく変わる中で、大学はその要を支えるものの一つとなりました。

なかでも科学戦と思想戦の二つを、小学校から大学にわたる国民教育の全体が担うこととなったのです。教育を通して国民の思想統一を図り、理科系の大学は新兵器開発を担当しました。そのため、理科系大学へは巨額な研究費が割り当てられ、最先端の研究が行われていたのです。医学・農学・薬学なども同様に研究費には困りませんでした。私学への割り当てはほとんどありませんでした。そして、経済・法・文学部等に進んだ文科系の学生は、文字どおり「裸の戦力」として、兵員の中に充当されたのです。

3. 戦災からの復興

戦後、連合国軍が日本の行政機構を改革することになりましたが、国立大学がなく、かつ私立大学が中心となっていた米国から見ると、帝国大学が高等教育の中心として存在していた日本の状況は、非常に不思議な光景に映ったようです。一九四六年三月に教育使節団が来日し、レポートをGHQへ提出する前あたりで

は、「日本のレジームを形成した張本人が帝国大学である」と指摘されることとなりました。しかし、現実に国立（官立）大学の廃止ということになると、その是非については賛否両論がありました。結局、連合国軍が間接統治を行うこととなり、行政機構を支える官僚制の優秀さに着目した結果、官僚の育成を担っていた国立大学は温存されることとなったのです。

一方、私学について占領軍当局は厚く保護して復興させ、教育の自由を回復させるという方針を明確にしました。私学は大都市に偏在していましたから、空襲によって特に大きな被害を受けました。そのため国費からの手厚い援助が必要不可欠だったのです。また、教育の自由の視点から見れば、官学と私学の間に本質的な違いはなく、宗教教育をするか否かだけであると教育使節団のレポートは指摘しました。この部分を正當に評価した結果、私学の地位回復・復権となったのです。

また、敗戦直後の連合国軍は、キリスト教系の学校が、戦時中に軍部に協力していなかったかを徹底的に点検し、その結果、多くの学校が処分を受けました。立教においても軍部と妥協した咎で一名の経営陣が追放されました。この背景には、戦時下、軍部に協力しなければ生き残れなかったという私学の苦しい事情がありました。青山学院大学でも軍部の厳しい統制により危機を迎えた時期があ

りましたが、教練（軍事訓練）の一部である査閲（師団から派遣された将官による評価）を受ける際、高齢の卒業生が涙ぐましい指揮をとって、ようやく処分を免れたという逸話が残っています。このような苦しい立場から私学が解放されたのもこの時期でした。

4. おわりに

駆け足で私学の歩みをたどってきました。戦後六十年の私学史にはさらに長い物語が必要です。しかし以上の歴史の中からも、いくつかの示唆を得ることができます。

第一に、私学は長い間「国・公立の下」という視線にさらされてきました。基礎になったのは「私学は国・公立を補って発展してきた」という私学観です。これが誤りであることは繰り返すまでもありません。わずか一四〇年前の維新期まで、庶民の学習は膨大な数の寺子屋や手習所が受け持っていました。高度の教育を全国に散らばる私塾が担っていたことも周知の通りです。官・公立の学校は、いわばこれらを蹴散らしながら発展してきたものです。「補充してきた」という私学観は、結果だけを見たものに過ぎません。

第二に、私学への低評価の根因は財政的なハンディキャップにありました。その克服のためにこそ「私学振興」が不可欠なのですが、しかし私学の財政難の原因を多面的に確かめておくことがさらに

重要だと思われます。基本的には国・公立優先重点育成の財政政策の転換が大きな課題です。しかし加えて、何事につけ政府と「おかみ」を重視してきた社会心理があることも事実です。また私学の有力国にさかんな「寄付」の意識が希薄なことも、大きな原因だといえるでしょう。多重な原因を丁寧に見極め、その一つ一つを克服してゆくのも重大な仕事です。

第三に、しかし時代は教育改革を求め、大学改革を要求しています。これまで見たように、多くの私学は改革意見や動向の母胎でした。それは戦後も変わらず続きました。建学の理念や校風も大切な遺産ですが、自主改革の伝統こそは私学が受け継いでいる最も大切な宝です。私学の個性や改革の伝統こそ、実は私立学校法第一条がいう「公共性と自主性」を証明するものです。この使命を、これからの私学は期待されています。

◆寺崎昌男（つらさきまさお）

立教学院本部調査役、東京大学・桜美林大学名誉教授、日本学術会議連携会員。一九六四年東京大学大学院教育学研究科修了。教育学博士。立教大学文学部教授、東京大学教育学部教授、桜美林大学教授等を経て現職。

本連載は、寺崎昌男先生に私学事業団でご講演いただいた内容をまとめたものです。今回が最終回となります。皆様のご感想をお待ちしています。

【編集部】

「寄付金戦略を考える」予習編 学校法人に対する寄付にかかる税制優遇制度

今月号から新たにリレー連載「寄付金戦略を考える」がスタートしました。

今日、少子化による学生等数の減少、金融不安による経済の悪化などにより、学校法人をめぐる経営環境は厳しい状況にあります。その中で、寄付金収入の重要性が再認識されてきており、寄付募集を法人全体の戦略的な取り組みとして位置付けることが今後の大きな課題となっています。この連載では、「寄付文化の醸成」というテーマで、研究成果や先進事例などのメッセージを各界の有識者にリレー方式で執筆いただくものです。

連載の開始にあたり、予習編として編集部から、学校法人に対する寄付にかかる税制優遇措置について、寄付者が企業等の場合と個人の場合に分けて解説します。税制の優遇措置は、企業・個人に対する寄付への強いインセンティブ効果をもたらすとされています。リレー連載を読まれる前に一読ください。

◆企業等が寄付する場合

①一般寄付金の場合

学校法人が企業等から寄付を受ける場合、法人税法上、企業等が支出した寄付金について、損金算入限度額の範囲内で

損金算入が可能です。

②私学事業団の受配者指定寄付金の場合

本事業団では、企業等から寄付を受け入れ、これを寄付者が指定した学校法人に配付する、受配者指定寄付金制度を持っています。この制度を利用すると、学校法人に寄付を行った企業等は、法人税法上、寄付金の全額が損金算入可能となります。

③その他の指定寄付金の場合

学校法人が設置する校舎等が受けた災害復旧の目的のための寄付金など財務大臣の指定を受けたものについては、法人税法上、寄付金の全額が損金算入可能となります。

④特定公益増進法人の場合

学校法人が特定公益増進法人の証明を取得している場合、法人税法上、企業等が支出した寄付金について、一般の寄付金とは別枠で損金算入限度額の範囲内で損金算入が可能です。

◆個人が寄付する場合

①学校法人に直接寄付する場合

・所得税

個人が学校法人に寄付を行った場合には、学校法人が特定公益増進法人の証明

を取得している場合、受配者指定寄付金と同じ税制上の優遇措置を受けられます。この場合、所得税法上、寄付金の額から五千円を差し引いた金額について所得税の課税所得から控除する、寄付金控除が認められています。

・個人住民税

平成二十年分以降の個人住民税について、地方団体（都道府県並びに市区町村）の条例によって学校法人に対する寄付金が指定を受けている場合には、寄付金税額控除の対象とされることとなりました。

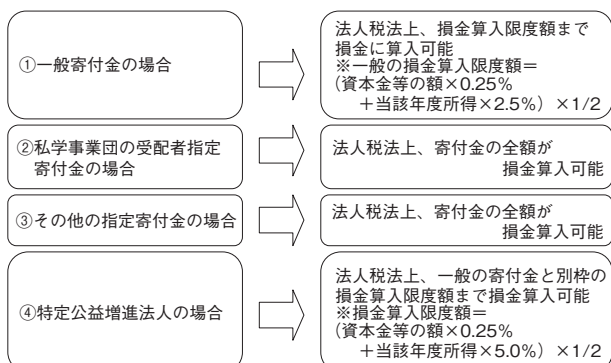
②土地や建物などの資産を学校法人に現物寄付する場合

個人が土地、建物、有価証券などの資産を法人に寄付する場合は、通常これらの資産は寄付するときの時価で譲渡があったものとみなされ、その資産の値上りが相当額に対して所得税が課せられます。これを「みなし譲渡所得課税」といいます。しかし、それらの寄付が学校法人に対して行われるものであり、一定の要件を満たすものとして国税庁長官の承認を受けた場合には非課税扱いとなります。

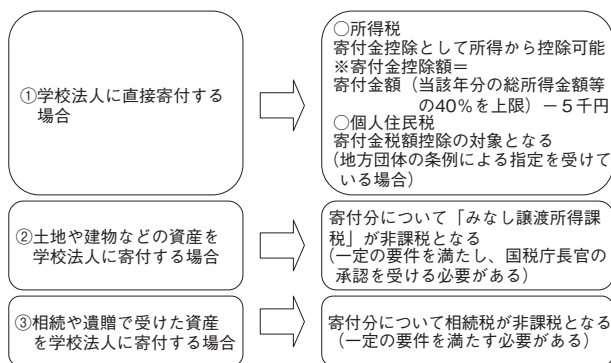
③相続や遺贈で受けた資産を学校法人に寄付する場合

相続や遺贈により資産を取得した場合、その取得者には原則として相続税が課税されます。しかし、取得者が相続税の申告書の提出期限までに学校法人に対して寄付をする場合には、寄付分について相続税の課税価格から除外され、非課税となります。

法人が寄付する場合



個人が寄付する場合



※それぞれの制度を利用したり、特例を受けるためには一定の要件を満たす必要や各種の申請書を提出する必要がある場合があります。詳細な手続きについては国税庁のタックスアンサーなどをご参照ください。

リレー連載

寄付金戦略を考える

第一回 大学の寄付募集の取り組みと課題

東京大学大学院教育学研究科講師 両角 亜希子

大学の活動を支える主要な財源である学生等納付金、補助金、資産運用収入は、現在、少子化による学生数の減少、経常費補助金の削減、金融不安などにより、増収の可能性が厳しい状況にある。こうした中、寄付金収入に期待を寄せる大学が増えている。寄付募集のリレー連載の第一回目では日本の大学における寄付募集の現状と課題をアンケート調査の結果から整理しておきたい。

1 アンケート調査の概要

ここで紹介する調査は、平成十九年三月～四月にかけて東京大学大学総合教育研究センターが実施したものである。日本国内の全ての国立大学法人、公立大学、公立大学法人、学校法人六九一に対してアンケートを郵送し、郵便・FAX・電子メールにより回収し、二五八(三七・三%)から回答を得た。これとは別に寄付募集の実績について詳細に尋ねた別紙アンケートは一六二(二三・四%)から回答を得た。結果の詳細は前述のセンターホームページ(<http://www.heu-tokyo.ac.jp>)の「東大―野村 大学経営デザイン」No.2、4を参照されたい。

りたい。以下では日本の大学の特徴を、寄付先進国のアメリカとの比較も織り交ぜつつ論じるが、アメリカの大学の寄付募集についての詳細は次号をあわせてご覧いただきたい。

2 七六%の大学が実施経験あり

寄付募集経験の有無を尋ねたところ、七六%の大学が「実施経験あり」と回答した。規模が大きいほど、創設年が古いほど、実施率が高い傾向が見られた。実施方法については、周年事業などのキャンペーンとして実施が八〇%、経常的に実施は六三%となっており、キャンペーンの形態が多い。

実施していない大学にその理由を尋ねたところ「募集方法や運営体制がわからない(四一%)」「寄付の文化や重要性に対する理解が低い(二二%)」「同窓会などとの連携が取れない(二二%)」「寄付候補者に関する情報(住所など)が得られない(二二%)」というものであった。

3 実施体制―限られた資源で対応

寄付募集の実施体制は、大学の規模によって大きく異なっている。担当部署を

みると小規模大学では「財務・経理」や「法人事務局」で行う傾向がある。他方、「募金局などの専任部署」は学生数一万人以上の大学では三八%、五千～一万人では二八%、三千～五千人では一六%、一千～三千人では一五%、一千名以下では七%と大規模校ほど設置している。担当職員も「恒常的に兼任職員を置く」(国立大学四一%、私立大学三四%)、「全く置いていない」(国立大学三九%、私立大学三一%)と限られた人的資源で実施している。

活動に要した費用について尋ねたものの、無回答がきわめて多いため(キャンペーンは五九%、経常的募集は六九%が無回答)、あくまでも参考程度の数値だが、キャンペーンでは百万～五百万円の費用をかけた大学が全体の一二%と多く、ついで一億円以上が九%であったのに対して、経常的募集では全体の一八%が五〇万円未満とキャンペーンと比べるとあまり費用をかけていないようだ。

4 誰が寄付しているか―新入生や在学生の親が多い

寄付主体には大きく個人、企業があるが、キャンペーンの場合、国立大学では個人七七%、企業二二%、私立大学では個人六七%、企業三三%であった。経常的募集の場合、国立大学では個人五七%、企業四三%、私立大学では個人八五%、企業一五%であった。個人についてはその内訳も尋ねたが、回答はほと

んど得られなかったため、インタビューで探り、新入生の両親や在学生の両親からの受け入れが多いことがわかった。こうした寄付はアメリカの大学ではほとんど見られない。個人の寄付といえば、多くの卒業生からの継続的な小口寄付が重要な役割を果たしているアメリカと比べて大きく異なる点だといえる。

また、卒業生と教職員の寄付参加率を尋ねたところ、「卒業生の一〇%未満が寄付をした大学」が全体の四割で、おおむね卒業生の参加率は低い。中には「六〇%以上の卒業生が寄付した大学」も全体の九%あったが、むしろ例外的なケースと言えるだろう。これに対して、教職員の寄付参加率は高い。「六〇%以上の教職員が寄付をした大学」が全体の二二%と最も多かったこともそれを示している。教職員の寄付参加率が高い大学ほど、目標金額を達成している傾向もみられた。

5 同窓会との関係は

寄付募集に際して同窓会や後援会との役割分担を尋ねたところ、国立大学では「同窓会・後援会と大学が共同で実施」が五一%であったが、私立大学では「大学が単独で募集」が四五%、「同窓会・後援会と大学が共同で実施」が四六%とほぼ同率であった。規模が大きいほど共同で実施する大学が多く、学生数一万人以上の大学では六二%が共同実施であった。卒業生からの寄付を今後増やしていきたい場合は同窓会等との連携がいっそう

重要になるだろう。

6 寄付者へのフォローアップ

アメリカの大学では「寄付してくれた人への最初のコンタクトは七十二時間以内に行うのがよい」というマニュアルがあるほど、寄付者に対するフォローアップにも力を入れている。日本はどうか。もっとも多い取り組みは「感謝状や記念品の贈呈・送付や挨拶に行く」(国立大学六四％、私立大学五六％)、次いで「施設設備に寄付者名を冠したり芳名板を設置したりしている」(国立大学三三％、私立大学四二％)、「記念行事や会食等の場に招待する」(国立大学二三％、私立大学二九％)であり、大規模校ほど実施率は高い。ただし、これらは実施の有無について尋ねた設問に過ぎず、すべての寄付者に対してこうしたフォローアップやコミュニケーションをとっていることを示しているわけではない。

7 寄付募集の実施目的―施設の整備・拡充が多い

寄付募集の目的(使途)について尋ねた。キャンペーンについては、「施設の整備・拡充」(国立大学五九％、私立大学六五％)、「記念行事」(国立大学四一％、私立大学二〇％)、「基金の創設・強化」(国立大学四八％、私立大学一六％)、「教育研究資金の整備・拡充」(国立大学三三％、私立大学一七％)、「奨学資金の整備・拡充」(国立大学一五％、

私立大学一五％)であった。経常的募集についても、特に私立大学で「施設の整備・拡充」が多く(国立大学一九％、私立大学四三％)、基金や奨学資金の創設・拡充を目的とする大学はそれぞれ二割程度であった。

いずれの形態であれ、単年度での使い切りやシンボリックビルの建設を目的とする大学が多いのも日本的な特徴である。寄付募集に成功しているアメリカの大学では、できる限り使途指定のない寄付金を受け入れ、基金として増やし、その運用益を学生援助、よい教員を引き抜くための資金などの高質な教育環境を作るための戦略としていることが多いからだ。

8 効果的な取り組み

寄付の獲得に効果があつた取り組みでもっとも多いのは「寄付の税制優遇措置」(国立大学五四％、私立大学五六％)であった。これに次いで「同窓会などとの連携」(国立大学四六％、私立大学四一％)「学内の理解と協力」(国立大学三六％、私立大学四二％)なども効果的であつたと回答している。

効果的な取り組みは大学のタイプによつて若干異なる。小規模校ほど効果があつたのは「理事長や学長、教職員等の理解と協力」「住所や属性など寄付候補者の基本情報データベースの充実」であつたのに対して、大規模校ほど効果があつたものは「寄付者へのフォローアップ」「募集活動に必要な予算」であつた。

自由回答では「寄付者の利便性を高める(寄付金額の単位を小さくする、申込書や振込用紙の送付)」「寄付需要のアピール」なども効果的だったという意見も多くみられた。

9 大学が認識する解決すべき課題

解決すべき課題を尋ねたところ、回答が多い順に「寄付の文化や寄付の重要性に対する社会の理解」(国立大学五四％、私立大学六二％)、「寄付候補者との十分なコミュニケーション」(国立大学四九％、私立大学五五％)、「同窓会や後援会等との連携」(国立大学二六％、私立大学四五％)、「寄付候補者に対する基本情報データベースの充実」(国立大学三一％、私立大学三五％)となっている。大学の募集体制や寄付候補者とのかわりよりも、寄付の文化などの外的要因を答えた大学が最も多いのが印象的であつた。

この結果は寄付する側の意見と見比べて検討する必要がある、こうした視点については今後の連載で取り上げる予定と聞いている。

10 調査から明らかになった現状

日本の大学は経常的募集や使途指定のない寄付の獲得にあまり積極的ではない現状が明らかになった。限られた資源で健闘しているものの、大学自身がとりうる努力の余地も大きい。たとえば担当職員もほとんど配置していない、寄付獲得のための予算も多くない、寄付者への

フォローアップも不十分、卒業生の寄付参加率の低さなどは大学の努力によつて改善可能だと思われる。寄付税制や寄付文化の醸成といった外的要因に過度に期待するだけでなく、大学自身が取れる体制、寄付者とのコミュニケーションをいかに構築するかが重要だ。

11 課題と可能性

その際に重要な点を二点のみ、指摘しておきたい。ひとつは中長期的な観点からの戦略の必要性だ。中長期計画を持っており、さらに寄付募集を実施したことのある大学一四七校に着目すると、その四八％の大学は中長期計画の中に寄付募集計画が含まれていない。中長期的な大学の課題として位置づけたうえで、経営陣と全学関係者が協力していくことが重要だ。また、今後の寄付主体として卒業生に期待を寄せる大学も多いが、大学時代に満足のいく教育経験を与えること、卒業後も大学と関与し、大学の現況についての情報を伝えていく努力がなければその実現可能性は低いだろう。こうした良いサイクルをいかに構築できるかが今後の寄付金の発展に影響を与えると思われる。

◇両角 亜希子(もろすみ あきこ)

教育学博士。専門は教育社会学。十五年四月独立行政法人産業技術総合研究所 技術と社会研究センター研究員。十六年五月東京大学大学院総合教育研究センター助手(助教)を経て、二十年四月から現職。

経営実務Q&A

学校法人から、私学経営情報センターに寄せられた会計処理に関する質問をQ&A形式でまとめましたのでご参照ください。

● 免許状更新講習にかかる収入と支出

Q 平成二十一年度から始まる教員免許更新制の実施に向けて、本学でも、免許状更新講習の開設を準備していますが、この講習にかかる収入と支出について、どのように処理すればよいでしょうか。

A 十九年六月に成立した「教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律」により、本年四月から、教員免許更新制が導入されます。

教員免許更新制は、その時々で教員として必要な資質能力が保持されるよう、定期的に最新の知識技能を身に付けることで、教員が自信と誇りを持つて教壇に立ち、社会の尊敬と信頼を得ることを目指しています。具体的には、免許状更新講習（以下「講習」といいます）の受講期間に、合計三〇時間以上の講習を受講し、修了認定を受けることになります。

特に大学・短期大学に対しては、最新の知識技能の習得の場としての役割を果たすことについて、各地域から大きな期待が寄せられています。

当な小科目（免許状更新講習料収入等）を設けて処理します。

一方、講習にかかる支出については、その内容が大学・短期大学による教育研究活動からもたらされる最新の知識技能の習得であることから、「（大科目）教育研究経費支出」として処理しても差し支えありません。

Q 「教員免許状更新講習のプログラム開発」に選定・採択され、文部科学省から資金を受け取ることとなりましたが、この収入と支出について、どのように処理すればよいでしょうか。

A 「教員免許状更新講習のプログラム開発」は、二十一年度からの教員免許更新制の円滑な実施に向けて、講習のモデル的なプログラム開発や試行を実施することにより、想定される諸課題等についての解決方法等の成果を、全国の講習開設予定者に普及させることを目的として、本年度において設置された公募型の委託事業です。

採択された学校法人は、文部科学省と委託契約を締結し、事業を実施することになります。プログラム開発で学校法人が受け取る資金は国からの資金を原資と

していますが、その契約が委託契約であるため、「（大科目）事業収入」、「（小科目）受託事業収入」に計上します。

一方、この事業にかかる支出については、前問と同様に、この事業の内容からみて「（大科目）教育研究経費支出」として処理しても差し支えありません。

● 科学研究費補助金の取り扱い

Q 本学の教員が研究代表者である研究課題について、科学研究費補助金が入金されました。この補助金には、他大学に所属する研究分担者の分担金（直接・間接経費）も含まれていますが、本学ではどのように処理をすればよいでしょうか。

A 科学研究費補助金（以下「科研費」といいます）は、研究代表者と異なる研究機関に所属する研究分担者の分担金（直接・間接経費）も含めて、研究代表者の所属研究機関に送金されます。科研費は、研究代表者等に対する補助（個人補助）であるので、研究代表者の所属研究機関では、学校法人の帰属収入とはせず、研究機関を異にする研究分担者の分担金（直接・間接経費）も含めて、「預り金受入収入」で受け入れます（図1①）。研究代表者の所属研究機関は、科研費受領後速やかに、研究分担者の研究機関に分担金（直接・間接経費）を「預り金支払支出」として送金します（図1③）。

なお、間接経費については、研究代表者と研究分担者は、それぞれが所属する研究機関に対して、補助金受領後速やか

図1

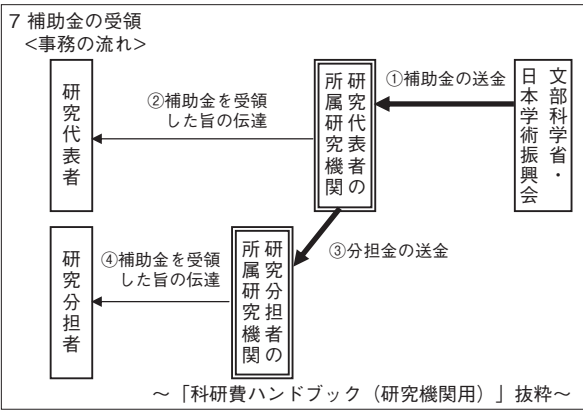
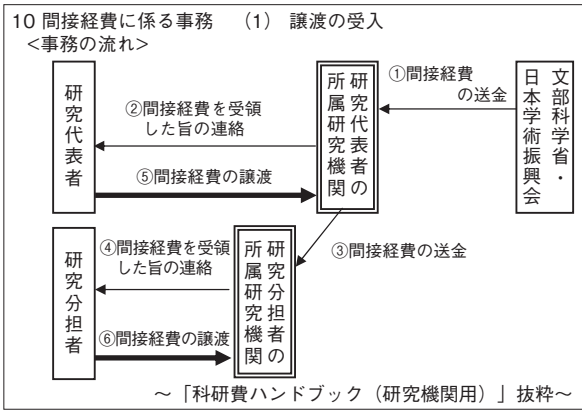


図2



に所属する研究機関に譲渡することにより(図2⑤・⑥)、学校法人の帰属収入となる「雑収入」とします。

● 第二号基本金の取崩し

Q 校舎建て替えのため、第二号基本金組入計画に従い、過去五年間、組入計画額を第二号基本金に組み入れてきました。来年度の着工を前に、市中銀行から有利な条件での融資の申し出があり、将来の法人の資金計画を踏まえて検討した結果、建設資金の全額をその借入金で調達したいと考えています。この場合、すでに組み入れた第二号基本金は取崩対象になりますか。

A 学校法人会計基準(以下「基準」といいます)第三十条第一項第二号では、「学校法人が新たな学校の設置又は既設の学校の規模の拡大若しくは教育の充実向上のために将来取得する固定資産の取得に充てる金銭その他の資産の額」を第二号基本金(図3①)として組み入れることになっています。

第二号基本金を組み入れる目的は、将来取得する固定資産の取得資金を年次的・段階的に内部留保することであり、これに見合う金銭その他の資産が実際に確保されていなければ意味を持ちません。通常、「将来取得する固定資産の取得に充てる金銭その他の資産」(図3②)を、「〇〇引当特定預金(資産)」として、

他の一般の資産(現金預金、有価証券等)と区分して、貸借対照表の「その他の固定資産」の部に計上します。

基準三十一条第三号では、第二号基本金について、「前条(第三十条)第一項第二号に規定する金銭その他の資産を将来取得する固定資産の取得に充てる必要がなくなった場合、その金銭その他の資産の額」を取り崩すことができることになっています。

質問のように、借入金により調達した現金等を固定資産の取得資金に充てることで、「前条第一項第二号に規定する金銭その他の資産」(図3②)を将来取得する固定資産の取得に充てる必要がなくなったため、これまで組み入れた「その金銭その他の資産の額」が第二号基本金の取崩対象額となります。

なお、基本金の取り崩しにあたっては、理事会等の決議による組入計画の変更が必要なことはいまでもありません。また、同年度に他の第二号基本金組入計画への組み入れがあり、それが今回の

図3 ××年度貸借対照表

資産の部	負債の部
	基本金の部
〇〇引当特定 資金(資産) ②	第2号基本金 ①

計画の取崩対象額より少ない場合は、その差額が基本金取崩額になります。

● デリバティブ取引による資産運用を行っている場合の注記

Q 本学では、デリバティブ取引による資産運用を行っています。決算時の貸借対照表にはどのように注記すればよいでしょうか。

A 基準三十四条第七項では、「財政及び経営状況を正確に判断するため必要な事項」については、脚注に記載することが定められています。「学校法人会計基準の一部改正に伴う計算書類の作成について(通知)」(平成十七年五月十三日 文部科学省高等教育局私学部参事官通知 十七高私参第一号)では、その事項として、「デリバティブ取引」が例示列挙されており、「重要性があると認められる場合」には記載することになります。

デリバティブ取引である為替予約取引や金利スワップ取引等による資産運用を行っている場合、決済時に多額の損益が計上される可能性があります。そのため、取引金額に重要性がある場合、会計年度末において時価の変動による影響額を把握するために注記が必要となります。具体的な記載事項としては、デリバティブ取引の対象物、種類、当年度末の契約額等、契約金額等のうち一年超の金額、そ

の時価及び評価損益が挙げられます。なお、当該デリバティブ取引が、ヘッジ目的であろうと投機目的であろうと注記は必要であり、またその目的についても注記することが望ましいと思われます(図4)。

デリバティブ取引については、そのリスク等を十分考慮して慎重な対応が求められます。

図4 デリバティブ取引の記載例

デリバティブ取引
デリバティブ取引の契約額等、時価及び評価損益

(単位:円)

対象物	種 類	当年度(平成××年3月31日)			
		契約額等	契約額等のうち1年超	時価	評価損益
為替予約取引	売建 米ドル	×××	×××	××	××
金利スワップ取引	受取固定・支払変動	×××	×××	××	××
合計		×××	×××	××	××

(注1) 上記、為替予約取引及び金利スワップ取引は将来の為替・金利の変動によるリスク回避を目的としている。

(注2) 時価の算定方法
為替予約取引…先物為替相場によっている。
金利スワップ取引…取引銀行から提示された価格によっている。

参考…「計算書類の注記事項の記載について」(平成十七年六月十三日 日本公認会計士協会 学校法人会計問答集(Q&A)第十七号)

問い合わせ先(私学振興事業本部)
私学経営情報センター 私学情報室
☎三(三三三〇)七八四六七八四七
Eメール center@shingaku.go.jp

退職時の手続き①

— 福祉事業 —

■積立貯金の解約

三月二十三日の送金を希望するとき
は、二月二十五日（必着）までに、学校
法人等を経て「積立貯金解約請求書」を
提出してください。

資格喪失後は預り金となり、利息はつ
きませんので、必ず解約の手続きをして
ください。預り金の払い戻し請求の消滅
時効は十年です。

■積立共済年金の脱退

退職する月の前月二十五日（必着）ま
でに、学校法人等を経て「積立共済年金
脱退申出書」と「積立共済年金給付金請
求書」を提出してください。

資格喪失後も脱退申出書等の提出がな
い場合は、後日、本人あてに未提出であ
る旨を通知します。

※任意継続加入者になる場合は、継続し
て加入できます。

▼給付コースの選択

年齢や加入期間などの条件（受給資格）
を満たした人が退職したときには、年金・
一時金・終身保険・医療保険の各コース
から選択することができます。

年金受給資格を満たしていない場合

は、脱退一時金となります。

【五月から年金で受け取りをするとき】

○二月二十五日までに脱退申出書と給付
金請求書を提出（退職〈脱退〉時一時
払いをする場合は一月二十三日までが
締め切りですが、六十五歳未満の人で
それ以降に提出する場合は、年金の受
け取りは八月以降になります）

←
○三月分の掛金を振り替え後、選択した
コースの給付を五月から開始

【一時金で受け取りをするとき】

○二月二十五日までに脱退申出書と給付
金請求書を提出

←
○三月分の掛金を振り替え後、三月下旬
に積立金残高を脱退一時金として加入
者の口座へ送金

なお、年金コースを選択する場合、十
年を限度として年単位で受給権の取得を
繰り延べることもできます。

※給付金請求の際、年金を選択したとき
又は脱退一時金の給付額が三百万円を
超えるときは印鑑証明書が必要です。

■共済定期保険の脱退

三月二十三日に保険料を口座振替した
人が三月末に退職した場合で、四月から

九月まで（保険料納付済期間）の保障を
希望しないときは、三月末までに「退職
脱退申出書」を学校法人等を経て提出し
てください。納付済みの保険料は六月中
に加入者の口座へ返金します。

なお、脱退の手続きを行わなかったと
きは、資格喪失後も九月までの期間に限り
保障の対象とし、保険料は返金しませ
ん。

※任意継続加入者になる場合は、継続し
て加入できます。

【脱退の申し出をするとき】

○三月二十三日に保険料を口座振替

←
○三月末までに退職脱退申出書を提出

○三月二十三日に振り替えた保険料を六
月中に加入者の口座へ返金

【脱退の申し出をしないとき】

○三月二十三日に保険料を口座振替

←
○九月末までに保障を継続（保険料は返
金しません）

また、二年以上加入されている人は、
引き続き「退職後継続制度」に加入でき
ますので、共済定期保険フリーダイヤル
に連絡してください。

☎〇一二〇（七一一）二六七

●給付請求の時効

積立共済年金・共済定期保険の給付請
求の時効は三年です。

■（財）教職員生涯福祉財団
のアイリスプラン

1 医療・傷害補償コースの手続き

二月二十三日に保険料を口座振替した
人が三月末に退職した場合は、平成二十
一年三月一日から二十二年二月末までの
期間について保障します。

保障期間満了後に加入人数の変更、脱
退、継続を希望する場合は、教職員共済
生活協同組合と直接契約になりますの
で、二十一年十月中旬に自宅へ送付され
る「満期のお知らせ」の「契約の変更（ま
たは取消）届」を提出してください。

※転居の場合は（財）教職員生涯福祉財団
サービスセンターへ連絡してください。

☎〇一二〇（四九一）二九四

2 年金コースの手続き

退職する月の前月十日までに、学校法
人等を経て「アイリスプラン年金コース
給付金請求書」を提出してください。

※資格喪失後、引き続き文部科学省共済
組合又は公立学校共済組合の組合員に
なる場合は、継続して加入できます。任
意継続加入者の継続加入はできません。

3 介護保障コースの手続き

退職した（私学共済の加入者でなく
なった）場合は、教職員共済生活協同組
合及び（株）損害保険ジャパンとの直接
契約となり、継続加入できます。その際
の手続きは特にありません。

■貸付けの償還

貸付けは、退職等により加入者資格を喪失したときは、全額償還しなければなりません。全額償還する方法は、「即時償還」「在職中の任意償還」の二種類があります。

1 資格喪失の確認後に即時償還をする

本事業団で資格喪失を確認すると自動的に即時償還となり、通知書が送付されます。

①最終定期償還

資格喪失を確認するまでは定期償還が継続しますので、手続きの時期により退職した月以後の定期償還が発生することがあります。

②償還期限（払込期限）

即時償還は、償還通知書の交付日（資格喪失を本事業団が確認した日）から六十日が償還期限となります。

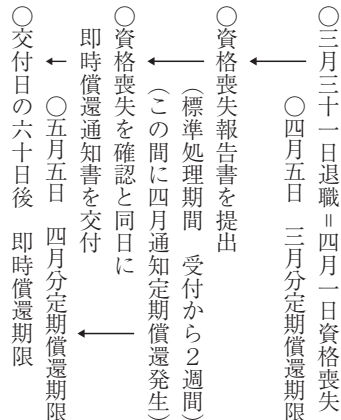
③即時償還の額

即時償還の額は、償還残元本額と払込日までの経過利息の合計額となり、償還期限までは経過利息が発生します。ただし、定期償還で利息を支払った月の利息はかかりません。払込取扱票には六十日後の最大利息を記載していますので、即時償還通知書に従い、払込日までの利息額による償還額に訂正して払い込んでください。なお、即時償還期限を過ぎた場合、後日、学校法人等を通じて延滞金を請求します。

④償還金の回収方法

即時償還通知書を受け取りましたら、即時償還と退職後に発生した最終定期償還額を併せて、借受人の退職金等から控除するか、借受人から提出を受けた償還額を学校法人等が払い込んでください。

【退職後に喪失を報告した即時償還】



退職時に償還すべき額

三月分・四月分定期償還額

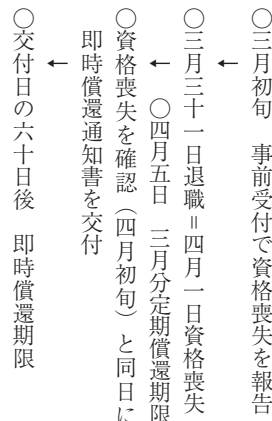
+

即時償還額（四月定期償還後元本）
+ 経過利息

▼資格喪失の事前受付と即時償還

年度末に実施している資格関係書類の事前受付で資格喪失を手続きした場合、四月通知の定期償還を確定させる前に資格喪失が確認できるため、三月通知が最終定期償還になります。なお、経過利息について、償還通知書の交付日当日や学校法人等に通知書が届く前の日付の払込日（償還期限）の記載がされることがありますが、これは事前受付という特例処理によるものですので、ご了承ください。

【事前受付で喪失を報告した即時償還】



退職時に償還すべき額

三月分定期償還額

+

即時償還額（三月定期償還後元本）
+ 経過利息

2 在職中に任意償還をする

資格喪失を報告する前に、在職中に任意償還を申し出ることができます。

①最終定期償還

毎月十五日（必着）までに「貸付金任意償還・団信制度脱退申出書」で申し出ると、翌月の定期償還は発生せず、当月の定期償還が最終になります。なお、十五日を過ぎた場合は、翌月の定期償還が発生します。

②償還期限（払込期限）

任意償還には、貸付規則上は償還期限が定められていませんが、任意償還を申し出た月の翌月の貸付日の前日（概ね一日から五日）が払込期限となります。

③任意償還の額

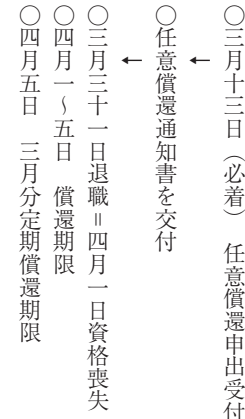
任意償還の額は、原則として最終定期償還後の元本残額になりますが、半年払

いの併用をしている場合に限り、直近の半年払い償還した月から払込日までに経過利息がかかります。なお、任意償還の償還期限を過ぎた場合、後日、学校法人等を通じて不足利息を請求します。

④償還金の回収方法

任意償還の通知書を受け取りましたら、借受人から提出を受けた償還額を、学校法人等が払い込んでください。

【在職中に任意償還を申し出】



退職時に償還すべき額

三月分定期償還額

+

任意償還額（三月定期償還後元本）
+ 半年払い経過利息

▼団信制度の加入期間

十五日までに任意償還の手続きをする、その月の月末で団信制度も脱退となります。資格喪失後に即時償還する場合は、喪失を確認した月（最終定期償還月）の月末に脱退となります。

退職時の手続き（資格・短期給付・年金）や資格関係書類の事前受付については、二月号でお知らせします。

特定健康診査に伴う

健康情報提供サービスについて

―健康結果データの提出後は、結果通知とともに健康情報を提供します―

特定健康診査及び特定保健指導の実施については、内臓脂肪型肥満に着目し自らの生活習慣を振り返り、生活習慣を改善するなど自分の健康に対する自己管理ができるようになることを目的としています。

受診率の向上を図るため、未受診者への勧奨や特定保健指導における利用機会の確保、さらに健康意識を高めるための取り組み等にもご協力くださるようお願いします。

1 健康結果データの提出期限

平成二十年度における特定健康診査にかかる健康結果データは今年一月末日が提出期限となっています。

定期健康診断が終了した後は実施要領に従って、対象加入者の健康結果データを速やかに提出してください。提出された健康結果データに不備が判明した場合は健康結果データを返送することがありますので、整備等ご協力をお願いします。

なお、学校法人等の都合により、今年度の定期健康診断を二月以降に実施する場合は、提出期限（一月末）を過ぎても健康結果は必ず提出してください。

事業主（学校法人等）からの特定健康診査に関する記録の写しの提供については、「高齢者の医療の確保に関する法律」第二十七条及び厚生労働省令第十四条に基づくものです。

2 結果通知の送付

提出期限の一月末までに提出された健康結果データは、私学事業団で審査し、順次階層化の処理を行ったうえで、特定健康診査を受けた方々に結果通知を送付します。

特定保健指導が必要な方に対しては特定保健指導の利用案内（利用券送付）と健康情報を提供します。また、特定保健指導の対象とならない方には健康情報を提供します。

加入者分の結果通知は個人ごとに封入して学校法人等あてに、任意継続加入者・被扶養者の結果通知分は個人ごとに封入して直接自宅あてに送付する予定です。

●現在、健康結果データを順次処理しています。結果通知の送付については、今しばらくお待ちください。

3 健康情報提供サービスの開始(予定)

本事業団では、健康づくりを応援することを目的に、冊子及びインターネット回線を利用した健康情報提供サービス「QUPiO(キューピオ)」(商品名)を開始します。

利用できる方は、二十年度において四十歳以上の加入者及び被扶養者のうち本事業団で特定健康診査結果情報を登録できた方となります。

特定健康診査に伴う健康情報提供サービス「QUPiO(キューピオ)」の概要

①健康情報誌「QUPiO(キューピオ)」によるサービス

【サービス内容】
個人の健康結果を分析し、生活習慣病予防を中心とした対策内容について、一人一人にあった具体策を一冊にまとめて情報提供をします。

②インターネットによるサービス

【サービス内容】

インターネット回線を利用したサービスも合わせて行っています。このサービスでは、個人専用のページを用意し、健康結果と現在の生活習慣から「現在」と「十年後」の健康状態を予測できるほか、健康に関するゲームやクイズなど気軽に始めて続けられる健

康増進支援サービスを中心に情報を提供します。

【利用方法】
インターネット回線に接続されたパソコンから健康情報誌「QUPiO(キューピオ)」の裏面に記載されたホームページアドレスにアクセスし、画面の指示に従ってご利用いただくものです。

③個人情報の保護について

健康情報提供サービス「QUPiO(キューピオ)」は、本事業団の委託事業者、ヘルスコミッティー株式会社が運営するサービスであり、個人情報保護法及び委託事業者の個人情報保護方針に基づき厳重に管理します。

日々の健康管理のために、ぜひ本サービスを ご活用ください。



健康情報誌「QUPiO」のイメージ

4 特定保健指導の利用

健診結果の階層化により特定保健指導が必要と判定された方については、「特定保健指導利用券」を発行することとなりますが、今年度に発行する利用券の有効期限は三月末となりますのでご注意ください。

利用券は、本事業団と集合契約を締結した全国の指定保健指導機関にて無料で利用できますが、有効期限の関係から、今年度中に初回面接を受けることが利用の条件となります。保健指導が必要と判定された方については、直ちに指定保健指導機関に予約のうえ今年度中に初回面接を受けていただくよう勧奨してください。

指定保健指導機関では、対象者ごとに生活習慣の改善計画を策定し、約六か月間にわたる保健指導を受けていただくこととなります。当該保健指導は次年度にわたって実施されることになりますが、二十年度分の利用券により保健指導を受けることができます。

●特定保健指導を取り巻く環境について
現在、特定保健指導を実施できる指定保健指導機関が全国的に少なく、十分な保健指導体制が整っていない状況です。ご迷惑をおかけする場合がありますが、ご理解とご協力をお願いします。

年金の時効

年金の請求時効は五年です

年金は、受給権が発生した日の翌日から五年を経過すると、時効により年金を受ける権利が消滅します。

加入者が年金受給権発生日を勘違いし、請求手続きを行わないまま時効に該当してしまうケースが増えていきます。年金の受給権を時効によって消滅させないためにも、請求時期をご確認ください。

◆時効となってしまう勘違いの例

- ・年金は六十五歳になったら請求する
 - ・在職中は年金請求ができない
 - ・私学共済の加入者期間が短いから年金は請求できない
 - ・遺族（障害）年金を受給しているから退職共済年金は請求できない
 - ・給与があるので年金は請求できない
 - ・個別に連絡がくるものと思っている
- ◆年金の受給権はいつ発生するのか
年金は次の受給要件を満たした時点で受給権が発生します。

特別支給（六十五歳前）の退職共済年金の受給要件

- ・年齢が六十歳以上であること

- ・私学共済の加入者期間が一年以上あること

- ・公的年金制度の加入期間等が合計で二十五年以上あること

昭和二十八年四月二日以後に生まれた人は、請求する年齢が段階的に引き上げられます（平成二十年版「事務の手引」四四六～四四九ページ参照）。

六十歳の時点で私学共済の加入者期間が一年未満の場合は、六十五歳になったとき、又は加入者期間が一年になったときに年金の受給権が発生します。

本来支給（六十五歳以降）の退職共済年金の受給要件

- ・年齢が六十五歳以上であること
- ・私学共済の加入者期間を一月以上有し退職していること（七十歳みなし退職を含む）、又は在職中の人で私学共済の加入者期間が一年以上あること
- ・公的年金制度の加入期間等が合計で二十五年以上あること

◆事前連絡をご活用ください

加入者期間が一年以上ある人には、六十歳の到達月の一か月前に、退職共済年金の請求案内を「事前連絡」として学校法人等に送付しています。この案内を活用して、請求手続きを行ってください。

また、六十五歳到達月の三か月前に「六十五歳時点での在職中の方の退職共済年金の請求手続きについて（お知らせ）」（年金の未決定者の一覧表です）を送付していますので、請求もれのないよう、すぐに手続きを行ってください。

◆五年を経過してしまったら

五年を経過してから年金を請求する場合には、時効前（五年以内）に年金の請求手続きができなかった理由を詳しく書いた「遅延理由書」を添付してください。その理由が認められた場合には、年金の決定が受けられます。

ただし、この場合でも、年金の支払いは請求時点から五年間しかさかのぼることはできません。

オーストラリアとの社会保障協定が今月発効しました

日本とオーストラリア両国の社会保障制度への二重加入防止と両国の年金加入期間の通算等を目的とした社会保障協定が、平成21年1月1日に発効しました。

※社会保障協定の内容は、社会保険庁の社会保障協定ホームページをご参照ください。

<http://www.sia.go.jp/seido/kyotei/index.htm>

なお、手続きについては直接私学事業団にお問い合わせください。

共済業務

〒113-8441

文京区湯島1-7-5

☎03(3813)5321(代表)

ご照会の際には、学校番号、加入者番号をお手元にご用意くださるよう、お願いします。

<http://www.shigakukyosai.jp/>

確定申告用の書類を送付します

1 住宅貸付の借受者

平成20年に住宅貸付を借り受けて、自己の居住の用に供した借受者と、19年以前に住宅貸付を借り受けて、20年中に自己の居住の用に供した借受者が確定申告により住宅借入金等特別控除を受けるために必要な「住宅取得資金に係る借入金の年末残高証明書」は、借受人の所属する学校法人等に1月中旬に送付します。

実際に自己の居住の用に供していても、「工事等完了届」(様式第8号)を提出していないと、残高証明書は発行していません。残高証明書は「工事完了届」の提出を確認した時点で随時発行します。

なお、19年以前から住宅貸付を借り受け、自己の居住の用に供していた借受者の残高証明書は、借受人の所属する学校法人等に昨年の11月に送付しています。

また、年末調整用の残高証明書を発行した後に、任意償還等により年末残高や償還回数に異動が生じた借受人についても、異動後の残高証明書を借受人の所属する学校法人等に1月中旬に送付します。

2 任意継続加入者

20年10月末以降に任意継続加入者になった人や初めて任意継続掛金の払い込みをした人には、社会保険料控除を受けるための「任意継続掛金納付証明書」を1月下旬に送付します。

3 年金受給者

退職共済年金、退職年金、減額退職年金、通算退職年金、恩退年金は所得税法上、課税の対象となりますので、これらの年金を受給している人には、「平成20年分公的年金等の源泉徴収票」を1月中旬に送付します。

なお、在職中などで20年中に年金の支払いがなかった人へは送付していません。

「資格取得報告書」提出時に、基礎年金番号通知書の写しを添付してください

私学事業団では、将来の基礎年金給付のため、加入者の資格取得情報を社会保険業務センターへ提供しています。「資格取得報告書」を提出する際には、基礎年金番号を十分ご確認くださいとともに、「資格取得報告書」に「基礎年金番号通知書の写し」(基礎年金番号が確認できる書類の写しでも可)を添付してください。

20歳未満の人又は外国籍の人等で初めて公的年金制度に加入する人は基礎年金番号を持っていないため添付は不要です。

共済事業本部の代表電話がつながりにくい状態になっており、ご迷惑をおかけしております。特に、月曜日や午前中は電話が大変混雑しておりますので、ご了承ください。

短期給付金等の受け取り及び掛金等の納付方法について(お願い)

給付金等の受け取りを確実にするため、**払出証書で給付金等を受け取っている学校法人等**は、「短期給付金・貸付金・積立貯金受取金融機関口座等申出書」により、金融機関の預金口座への送金に変更をお願いします。

また、**掛金等及び貸付償還金を払込通知票により納付している学校法人等**は、「預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書」により、指定口座からの自動引き落としができる便利な預金口座振替をご利用ください。

これにより、手数料等の事務費削減につながりますのでご協力をお願いします。

平成21年1月5日からゆうちょ銀行と他の金融機関の間で振り込みができる予定となっていますが、このことに伴う共済事業にかかる事務手続き等に変更はありません。

1月の共済業務スケジュール

5日(月)	掛金	11月分納期限
	貸付	12月分定期償還期限
	貸付	送金
9日(金)	貯金	払込期限(必着)
15日(木)	貸付	申込・任意償還申出締切
20日(火)	貯金	送金
22日(木)	貸付	送金
23日(金)	貯金	払戻・解約請求締切
	積立共済年金	脱退申出等締切
	定期	口座・住所変更申出締切
28日(水)	掛金	12月分口座振替(自振校のみ)
	貸付	1月分定期償還口座振替(自振校のみ)
30日(金)	貸付	翌月23日送金申込締切

2月の共済業務スケジュール

2日(月)	掛金	12月分納期限
	貸付	送金
5日(木)	貸付	1月分定期償還期限
10日(火)	貯金	払込期限(必着)
13日(金)	貸付	申込・任意償還申出締切

INFORMATION

助成業務

〒102-8145
千代田区富士見1-10-12
☎03(3230)1321(代表)
http://www.shigaku.go.jp/s_home

「学校法人の経営に関する実務問答集」 (第三次改訂版) を発行しました

平成20年12月に「学校法人の経営に関する実務問答集」(第三次改訂版)を発行しました。

NPO法人学校経理研究会を通じて購入できますので、ご購入を希望される方は、NPO法人学校経理研究会(☎03-3239-7903・✉gaku@keiriken.net)に直接お問い合わせください。

その他、「今日の私学財政」最新号など、販売中の刊行物の内容については本事業団ホームページ(http://www.shigaku.go.jp/s_kanko.htm)をご覧ください。

会計処理等のご質問・ご相談を承っています

私学経営情報センターでは、会計処理をはじめとして、人事・学務等、私学経営全般にわたるご質問、ご相談について、電話やFAX、Eメール等で随時承っています。ぜひご利用ください。

私学経営情報センター 私学情報室
☎03(3230)7846・7847(会計処理)
☎03(3230)7839(私学経営全般)
Eメール center@shigaku.go.jp

私立大学等経常費補助金の申請等については電子窓口をご利用ください

私立大学等経常費補助金の調査票及び事務連絡等を「電子窓口」に掲載していますので、定期的にご確認ください。

また、提出の際にも事務手続きの簡略化のため「電子窓口」をご利用ください(一部、紙媒体での提出の場合もあります)。

助成部 補助金課
☎03(3230)7300~7311
Eメール hojokin@shigaku.go.jp

第8回私学振興債券を発行しました

私学事業団では、私立学校の施設設備の整備に要する資金その他経営に必要な資金について、長期・固定の貸付事業を行っています。

この事業に要する資金の一部として、平成20年12月に「第8回私学振興債券」(10年債)を40億円発行しました。概要は以下の通りです。

格付はAA(株式会社格付投資情報センター)を取得しています。

財務部 経理第一課
☎03(3230)7273・7274
Eメール keiri1@shigaku.go.jp

第8回私学振興債券の概要

債券の総額	金40億円
各債券の金額	1,000万円
社債等の振替に関する法律の適用	本債券は、社債等の振替に関する法律(平成13年法律第75号)の規定の適用を受けるものとする。
利率	年1.85%
発行価額	各債券の金額100円につき金99円95銭
償還金額	各債券の金額100円につき金100円
期限	10年(平成30年9月25日償還)
利払期日	3月、9月の各25日
募集期間	平成20年12月12日(金)
払込期日	平成20年12月24日(水)
担保	一般担保 本債券の債権者は、日本私立学校振興・共済事業団法により日本私立学校振興・共済事業団の財産について他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利を有する。ただし、当該先取特権の順位は、民法の規定による一般の先取特権に次ぐものとする。
引受会社	三菱UFJ証券および野村証券
受託会社	株式会社三井住友銀行
応募者利回り	年1.856%

編集 だより

今月号よりリレー連載「寄付金戦略を考える」がスタートしました(掲載は不定期)。本連載では、「寄付文化の醸成」をテーマに、各界の有識者にリレー方式で執筆していただきます。どうぞお楽しみに。初回となる今回は東京大学大学院の両角亜希子先生にご執筆いただきました(6ページに掲載)。

また、5ページには編集部からの予習編として学校法人に対する寄付にかかる税制優遇制度についての記事を掲載しています。こちらもあわせてご覧ください。

本連載のご意見、ご感想は企画室(kikaku@shigaku.go.jp)にお寄せください。

宿泊施設のご案内

インターネットで宿泊予約ができます。
<http://www.shigakukyosai.jp/>

創業半世紀、風情溢れる伝統の宿

白河院は今年開業50周年となりました。数奇屋造りの旧館は明治・大正・昭和にかけて活躍した建築界の重鎮・武田五一の設計。庭園は名匠とうたわれた七代目小川治兵衛による作庭。東山を借景とした本格的な山水庭園に仕立て上げられ、京都市指定名勝となっています。

ぜひ白河院にお越しいただき、超一流の力作と調和されたたたずまいをご堪能ください。



白河院庭園

ご会食のみのコースも
ご用意しています。

本格的会席コース

1泊2食付 1名様(税込み)

12,495円 13,650円 14,805円

の3コースからお選びいただけます。

●閑散期には、気軽に京都をお楽しみいただける「湯豆腐パック」や先生や学生のための「ゼミパック」(いずれも1泊2食付1名様税込み9,450円)といったお得なプランもご用意しています(春・秋の繁忙期、土曜・休前日、年末年始、ゴールデンウィーク等を除きます)。



白河院茶室

京 都 白 河 院

〒606-8333 京都市左京区岡崎法勝寺町16 ☎075(761)0201
 (J R京都駅より市バス5号系統岩倉行きで法勝寺町下車すぐ)

融資事業のご案内

平成21年度融資のご相談、お待ちしております！

◆融資金利表 (平成21年1月1日現在)

融資費目	返済期間		
	20年以内 (うち据置2年)	10年以内 (据置年数含む)	6年以内 (据置年数含む)
校(園)舎、体育館、講堂、 遊戯室等の建築事業等並び に校(園)地の買収事業等 (一般施設費)	2.0	1.4	1.3
寄宿舎、国際交流会館、セ ミナーハウス等の建築事業 並びに当該施設建築のため の土地買収事業等 (特別施設費)	2.1	1.5	—
校教具、通園バス等 ※幼稚園、特別支援学校、 専修学校が対象 (教育環境整備費)	—	—	5年6か月以内 (うち据置6か月) 1.1
大型設備・情報技術整備等 (教育環境整備費)	—	1.4	—

※融資金利は毎月の金利情勢により変更することがあります。

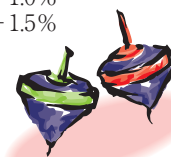
※上記費目以外にも災害復旧事業、公害対策事業等が対象となります。

私学事業団融資は、
 長期借入・固定金利・元金据置(最大2年間)・
 元金均等返済です。

つまり！
 「安定感ある返済計画」が実現します。

さらに！
 老朽校舎の建替えには、利子助成制度*により
 10年間支払利息が軽減されます。

*利子助成率は、以下のとおりです。
 大 学 等 ⇒ 事業団の融資金利-1.0%
 高等学校等 ⇒ 事業団の融資金利-1.5%



ご相談はお早目にどうぞ

問い合わせ先
 (私学振興事業本部)

融資部 融資課 ☎03(3230)7862~7867
 Eメール yushi@shigaku.go.jp